

## 議題 1（委員会決裁事項（規則第 3 条第 6 号））

### 知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により知事から意見を求められた平成 28 年 5 月定例府議会に提出される予定の次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第 5 条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第 7 条第 2 項に基づき承認する。

平成 28 年 5 月 12 日

大阪府教育委員会

#### ○報告

- 1 平成二十八年熊本地震に係る災害応急対策等のために出張する職員の旅費の特例に関する条例制定の専決処分の件
- 2 大阪府立箕面支援学校における生徒の負傷事故に関する和解の専決処分の件
- 3 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の専決処分の件

#### <参考>

##### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

##### ○大阪府教育委員会事務決裁規則

（事務の専決及び代決）

第 5 条 第 3 条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

第 7 条 （略）

- 2 第 5 条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において

報告し、その承認を受けるものとする。

○報告

番号	件名	概要
1	平成二十八年熊本地震に係る災害応急対策等のために出張する職員の旅費の特例に関する条例制定の専決処分の件	<p>「平成二十八年熊本地震に係る災害応急対策等のために出張する職員の旅費の特例に関する条例の制定」の件について、179条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。</p> <p>専決日：平成28年4月26日            施行日：公布の日（平成28年4月14日遡及適用）</p>
2	大阪府立箕面支援学校における生徒の負傷事故に関する損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の件	<p>大阪府立箕面支援学校における生徒の負傷事故に関する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。</p> <p>和解件数 1件            専決日：平成28年4月27日</p>
3	大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の専決処分の件	<p>「大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」の件について、179条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。</p> <p>専決日：平成28年3月31日            施行日：平成28年4月1日</p>

大阪府条例第 号

平成二十八年熊本地震に係る災害応急対策等のために出張する職員  
の旅費の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、平成二十八年熊本地震に係る災害応急対策、災害復旧その他これらに関連する業務（以下「災害応急対策等」という。）のために出張する職員の旅費に関し、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号。以下「旅費条例」という。）の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例の用語の意義は、旅費条例の定めるところによる。

(災害対策旅費)

第三条 職員が、災害応急対策等のため、熊本県その他任命権者が人事委員会と協議して別に定める地域（以下「被災地域」という。）に出張した場合（被災地域に滞在する場合に限る。）は、旅費条例に定めるもののほか、災害対策旅費として一日につき三千九百七十円を支給する。

(同一地域内の旅行の旅費)

第四条 被災地域内の旅費条例第十条第一項に規定する同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額の旅費を支給する。

一 同一地域において、鉄道百キロメートル、水路五十キロメートル又は陸路二十五キロメートル以上の旅行の場合 旅費条例第十三条、第十四条又は第十六条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

二 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が千百円を超える場合 その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

2 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道四キロメートル、水路二キロメートルをもつてそれぞれ陸路一キロメートルとみなして、前項第一号の規定を適用する。

(災害対策旅費の支給の制限)

第五条 第三条の災害対策旅費は、被災地域に係る地方公共団体から、災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第十九条に規定する災害派遣手当を支給される職員には、支給しない。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成二十八年四月十四日から適用する。  
(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

# 府立箕面支援学校における生徒の負傷事故に係る和解について

## 1 事故の概要

- 平成27年6月10日（水）午前10時頃
- 「自立活動」の授業中、教員Aが生徒にあぐら座位の動作課題を取り入れ、生徒の左大腿部に負荷をかけたところ、「左大腿骨骨折」

※自立活動とは、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な知識や技能を養うため、個々の障がいの状態や発達段階等に応じて、「身体の動き」や「コミュニケーション」などの必要な項目を選定し、具体的な内容を設定して指導を行うもの。

- 教員Aは生徒の障がいの状況等を理解していたが、姿勢のバリエーションを増やすことを目的に、独自の判断であぐら座位の動作課題を行った。

## 2 被害生徒について

- 中学部（事故発生当時）
- 左股関節脱臼、骨密度が低い
- 生活動作は全面介助、医療的ケア（痰の吸引など）が必要
- 骨折後、36日間入院
- 骨折部分は完治せず、左下肢の短縮と骨折箇所痛みが残る。

## 3 教員について

- 40代、男性

## 4 和解について

- 1,315,347円 を支払い、和解する。  
（金額内訳：入通院慰謝料、交通費、付添看護料、入院雑費、治療費など）  
※和解内容は、妥当である旨、府教育庁の顧問弁護士から見解を得ている。

## 5 知事専決について

- 平成27年6月10日に発生後、保護者との協議を重ねて平成28年3月末に同意を得たもの。  
府に過失があり、速やかな解決を保護者が強く望んでいることから、平成28年4月27日に知事専決処分を行った。

大阪府条例第 号

大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十八年大阪府条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育及び保育に従事する者の数)</p> <p>第四条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下この章及び附則第三項から附則第六項までにおいて「認定こども園」という。）には、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数の教育及び保育に直接従事する者を置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の教育及び保育に直接従事する者の数の算定方法は、知事が定める。</p>	<p>(教育及び保育に従事する者の数)</p> <p>第四条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下この章において「認定こども園」という。）には、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数の教育及び保育に直接従事する者を置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(職員)</p> <p>第三十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幼保連携型認定こども園には、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）を置かなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項（国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用する場合を含む。）の登録（以下備考1において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p>	<p>(職員)</p> <p>第三十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幼保連携型認定こども園には、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従事する職員を置かなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下備考1において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項（国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用する場合を含む。）の登録（以下備考1において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p>
<p>7 6 5 </p> <p>(略) (略) (略)</p> <p>職員の数算定方法は、知事が定める。</p> <p>4 幼保連携型認定こども園に置く職員の数は、幼保連携型認定こども園の開園時間を通じて常時二人を下回ってはならない。</p> <p>2-4 (略)</p>	<p>6 5 </p> <p>(略) (略)</p> <p>4 幼保連携型認定こども園に置く教育及び保育に直接従事する職員の数は、幼保連携型認定こども園の開園時間を通じて常時二人を下回ってはならない。</p> <p>2-4 (略)</p>

- 一 (略)
- 二 主幹養護教諭(法第十四条第十一項に規定する主幹養護教諭をいう。以下同じ。)、養護教諭(法第十四条第十二項に規定する養護教諭をいう。以下同じ。)又は養護助教諭(法第十四条第十八項に規定する養護助教諭をいう。)
- 三 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育及び保育に直接従事する者の配置に係る特例)

2 当分の間、知事が特別の理由があると認めるときは、第四条第二項の規定は、適用しないことができる。この場合において、必要な教育及び保育に直接従事する者の数は一とし、当該者に加えて、知事が幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

3 当分の間、第六条第一項及び第五項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、幼稚園教諭の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下同じ。)をもって代えることができる。

4 当分の間、第六条第二項の規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者については、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者を補助する者として従事する場合を除き、認定こども園において教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 当分の間、一日につき八時間を超えて開所する認定こども園における第四条第一項に規定する教育及び保育に直接従事する者の数の算定に当たっては、知事が定める要件により、第六条第一項、第二項及び第五項の規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者については、知事が幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は当該幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者を補助する者として従事する場合を除き、認定こども園において教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第四条第一項の規定により認定

- 一 (略)
- 二 主幹養護教諭(法第十四条第十一項に規定する主幹養護教諭をいう。)、養護教諭(法第十四条第十二項に規定する養護教諭をいう。)
- 三 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



「子ども園に置かなければならないものとされる職員の三分の一を超えてはならない。」

附則第三項	<p>第六条第一項及び第五項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により認定子ども園に置かなければならない保育士の資格を有する者</p>	<p>幼稚園教諭の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者</p>
附則第四項	<p>第六条第二項の規定により認定子ども園に置かなければならない幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者</p>	<p>小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者</p>
附則第五項	<p>第六条第一項、第二項及び第五項の規定により認定子ども園に置かなければならない幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者</p>	<p>知事が幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者</p>

(幼保連携型認定子ども園の職員の配置に係る特例)

7 当分の間、知事が特別の理由があると認めるときは、第三十二条第四項の規定は、適用しないことができる。この場合において、必要な職員の数は一とし、当該職員に加えて、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

8 当分の間、第三十二条第三項の表備考1に規定する者については、小学校教諭又は養護教諭をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭又は保育教諭は同表備考1に規定する者を補助する者として従事する場合を除き、幼保連携型認定子ども園において教育課程に基づく教育に従事してはならない。

9 当分の間、一日に八時間を超えて開所する幼保連携型認定子ども園における第三十二条第三項の表備考1に規定する者については、知事が定めるところにより、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該

者は同表備考1に規定する者を補助する者として従事する場合を除き、幼保連携型認定こども園において教育課程に基づく教育に従事してはならない。

<sup>10</sup> 前二項の規定により第三十二条第三項の表備考1に規定する者を小学校教諭若しくは養護教諭又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭若しくは養護教諭並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。